

平成 24 年 12 月 10 日決定

# 鳥取県広域住民避難計画

## (島根原子力発電所事故対応)

### (素案)

平成 24 年 12 月〇日

鳥 取 県

(原子力安全対策 P T)

# 目 次

## 第1章 総則

1 この計画の目的	1
2 この計画の位置づけ	1
3 この計画の範囲	1
4 この計画の対象	2
5 根拠法冷等	2
6 この計画の改正	2

## 第2章 実施要領

1 状況	
(1) 島根原子力発電所の状況	3
(2) 鳥取県の対応	4
(3) 島根県からの避難住民の受け入れ	6
(4) 情報の伝達と収集	7
2 避難実施の考え方	
(1) 方針	9
(2) 計画の段階区分	9
(3) 防護対策等	10
(4) 防護対策等の実施要領	11
(5) 避難実施方法	14
(6) 避難の優先順位	14
(7) 避難誘導	15
(8) 自家用車による避難	15
(9) 公共輸送による避難	16
(10) 自衛隊による避難	17
(11) 災害時要援護者による避難	17
(12) 児童生徒等の避難	19
(13) 観光客の避難	19
3 各機関の役割	
(1) 関係機関	21
(2) 県庁の各部局等	22
4 避難の支援方法	
(1) 物資等の供給	25
(2) 輸送	26
(3) 医療の提供	28
(4) 避難所	29
(5) 仮設住宅等	30
(6) 応援、受援	30
(7) 応急教育	32

(8) 安否確認	32
(9) 警備	32
(10) 情報伝達・広報	32
(11) 問い合わせ窓口の開設	33
(12) 損害賠償	34
(13) 会計等	34
<b>5 避難実施体制</b>	
(1) 危機管理体制	35
(2) 通信システム	36

## 付録

- 付録 1 用語の解説
- 付録 2 資料
- 付録 3 連絡先一覧

## 別紙計画（細部実施要領）

- 別紙 1 避難計画
- 別紙 2 災害時要援護者避難計画
- 別紙 3 児童、生徒等避難計画
- 別紙 4 食糧、生活関連物資等供給計画
- 別紙 5 輸送計画
- 別紙 6 被ばく医療計画
- 別紙 7 広域避難所運営計画
- 別紙 8 動員計画
- 別紙 9 広報・情報伝達計画
- 別紙 10 損害賠償計画
- 別紙 11 対策本部マニュアル
- 別紙 12 モニタリング計画

# 第1章 総則

## 1 この計画の目的

この計画は、島根原子力発電所において過酷事故（シビアアクシデント）等が発生した場合に、地域防災計画に基づき住民避難を迅速かつ的確に実施し、県民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

## 2 この計画の位置づけ

### (1) 計画の使い方

この計画は、地域防災計画に示すUPZ（緊急時防護措置を準備する区域）の避難について、地域防災計画の運用部分について計画したものであり、島根原子力発電所事故を起因とする避難の規模をUPZで最大限に仮定して作成している。

万が一の事故の際には、この計画を作成するに当たって仮定条件で作成した部分について、その時の状況に応じて当該部分を修正して使用する。

これにより、平素から行うこの計画に基づく諸準備と相まって、事故発生時の即応性を確保する。

### (2) 計画の準拠

この計画は、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法、原子力災害対策指針、鳥取県地域防災計画に基づくものであり、この計画に定めなき事項は、これら法令等に準拠する。

### (3) 計画の構成

#### ア 地域防災計画との関係

この計画は、地域防災計画(原子力災害対策編)に基づき計画された各種防護計画について、広域避難計画として住民避難（広義の避難）に焦点を絞り、その実施要領についてまとめたものである。

#### イ 別紙計画との関係

別紙計画は、この計画に基づき、各防護対策（狭義の避難）について個別に計画したものである（いわゆるオペレーション計画）。

### (4) 運用性の確保

この計画は、この計画に基づき各部局等が作成する計画類（別紙計画、マニュアル等）と相まって、計画の運用性を確保する。

## 3 この計画の範囲

### (1) 時間的範囲

島根原子力発電所の事故発生から、被災した地域の原子力緊急事態解除宣言後の事後対策として長期的な復旧策を開始するまでを範囲とする。

ただし、事後対策以降については、当時の状況によるところが大きいため、考え方（大綱）の記載にとどめる。

### (2) 地理的範囲

- ア 鳥取県内全域及び県外の避難先地域を地理的範囲とする。
- イ U P Zは、米子市及び境港市の地域防災計画（原子力災害対策編）で定める地域とする。

### (3) 計画における避難対象者

- ア U P Z内に居住する住民
- イ U P Z内の一時滞在者
  - (ア) 就労者
  - (イ) 就学者
  - (ウ) 病院の入院患者、福祉施設の入所者
  - (エ) 観光客
- ウ U P Z内の通過者
- エ 避難指示で示された地域

## 4 この計画の対象

この計画は、鳥取県、県内の市町村、県内の関係する機関、団体、事故発生時に県内で活動する機関等を対象とする。

## 5 根拠法令等

### (1) 根拠法令等

- ア 災害対策基本法（災対法）
- イ 原子力災害対策特別措置法（原災法）
- ウ 防災基本計画
- エ 原子力災害対策指針（原災指針）
- オ 災害救助法（災救法）

### (2) 参考とする計画等

- ア 鳥取県地域防災計画
- イ 鳥取県国民保護計画
- ウ 鳥取県庁業務継続計画

## 6 この計画の改正

この計画は、防災基本計画、原子力災害対策指針、地域防災計画、関係法令・規定類等の見直しが行われた場合及び新たな知見が得られた場合は、見直しを不断に行う。

あらかじめ計画を作成し、整備を行い、それを維持するとともに訓練によって効果的なものとする。

## 第2章 実施要領

### 1 状況

- ・この項では、この計画を作成するにあたっての前提となる島根原子力発電所の状況等の仮定条件を記載するとともに、この計画を実施する際に必要となる情報とその入手方法について記載している。
- ・この計画の実際の運用にあたっては、この項に記載する要領により、この計画作成上の仮定条件を確認するために必要な情報を入手し、その状況に応じてこの計画を修正し、実際の状況に適応させて運用する。

#### (1) 島根原子力発電所の状況

##### ア 要避難地域の考え方

この計画では、特定の不測事態（地震・津波等との複合災害等）により、特定のプラント事故が発生したとせずに、何らかのプラント事故により、防護対策としてのUPZ内の住民避難が必要になったと想定とする。

ただし、現時点では、島根原子力発電所で津波に対するシビアアクシデント対策が重点的に実施されていることから、この計画において、津波被害を蓋然性の高い事象として、一部道路の使用について制限を受ける条件を設定する。

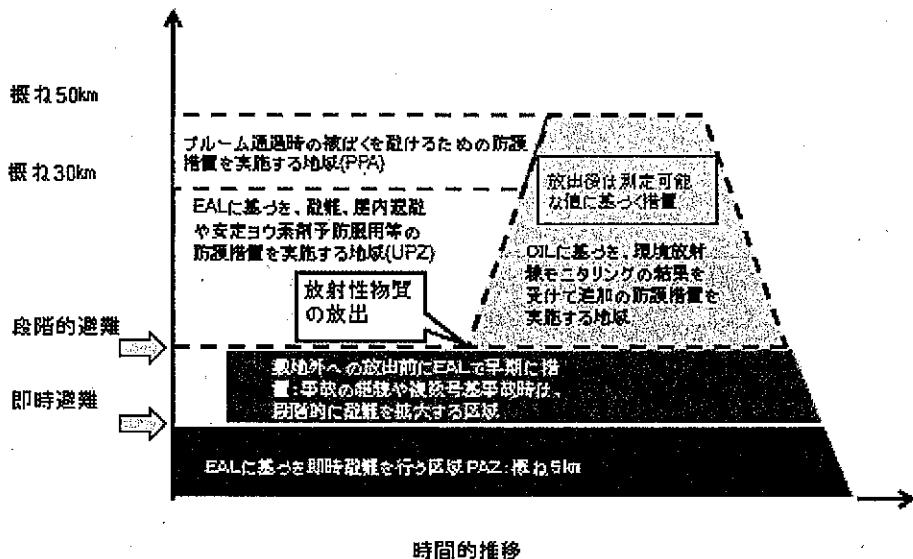
##### イ 島根原子力発電所事故の推移

- ・島根原子力発電所において、原災法10条通報に該当するトラブルが発生した。
- ・県は、災害警戒本部を設置するとともに、緊急時モニタリングを開始した。
- ・原災法10条通報事象は、原災法15条事象に進展し、「原子力緊急事態宣言」が出された。
- ・県は、災害対策本部を設置した。
- ・オフサイトセンター（OFC）機能が立ち上がり、国は、原子力災害現地対策本部をOFCに設置するとともに、原子力災害合同対策協議会を組織した。
- ・OFCでは、避難指示内容が検討されていた。
- ・内閣総理大臣は、島根原子力発電所の原災法15条事象に基づき、予防的防護措置を準備する区域（PAZ）に避難指示を出した。
- ・内閣総理大臣は、緊急活動レベル（EAL）及び緊急時モニタリング結果に基づく運用上の介入レベル（OIL）に基づき、UPZに避難指示を出した。

##### ウ 避難

EALに基づくPAZの即時避難の後、OIL又はEALに基づき、UPZの段階的避難が実施される。

## 避難の時間的推移のイメージ



### (2) 鳥取県の対応

#### ア UPZ避難

P A Z避難に続いて、あるいはP A Z避難と同時に、国のU P Z避難指示が出された場合、U P Z避難を開始する。

#### イ 避難シナリオ

##### (ア) 避難のパターン

島根原子力発電所において、避難が必要な事態が発生し、事態のレベルにより、E A LによるP A Z避難に続き、E A LまたはO I LによるU P Z避難が開始されたものとする。必要な場合、島根県知事の避難協議に基づき島根県民の避難を受け入れる。

##### (イ) 避難シナリオ

避難指示に基づき、事態の推移に応じて計画的に段階的避難を開始し、4日間(D+3日)で避難を完了する。

原子力緊急事態宣言が出された日を「D日」とする。

時間的推移	避難の状況
D日	国からの避難指示 ※どのような段階避難の指示が出されるかは今後検討される。
D+1日(24h)	鳥取県内U P Z (~20 km) の避難開始 →D+36h避難完了
D+36h	鳥取県内U P Z (20~25 km) の避難開始 →D+48h避難完了
D+2日(48h)	鳥取県内U P Z (25~30 km) の避難開始
D+3日(72h)	鳥取県内U P Z 避難完了

※ 避難シナリオは、今後の原子力災害対策指針の避難基準、避難時間推計シミュレーション結果(E T E)、訓練成果の検証結果等に基づいて逐次見直す。

#### ウ 避難対象地域

対象とする避難対象地域 (U P Z、概ね30 km圏内)

要避難地域	避難先地域
20 km圏内	境港市 境港市地域防災計画で定めるU P Z(作成)

		中)	町、鹿野町を除く)、 岩美町、八頭町
20 km～25 km	境港市	境港市地域防災計画で定める U P Z (作成中)	
	米子市	米子市地域防災計画で定める U P Z (作成中)	鳥取市(気高町、青谷町、鹿野町)、倉吉市、琴浦町、北栄町、湯梨浜町、三朝町
25 km～30 km	米子市	米子市地域防災計画で定める U P Z (作成中)	

## エ 避難手段

### (ア) 選定の考え方

避難方針との整合を図りつつ、最適かつ実態に則した避難手段の組合せにより、確実かつ効率的な避難を行う。このため、不断の見直しを行う。

### (イ) 陸路

#### a 自家用車

避難住民の 70 %が自家用車を使用すると見積もる

#### b バス (公共輸送)

自家用車が使えない住民の避難に使用

#### c 福祉車両 (公共輸送)

災害時要援護者の避難に使用

#### d 自衛隊車両

緊急を要する場合に計画 (原子力災害派遣)

### (ウ) 鉄路 (公共輸送)

J R (境線、山陰本線 (米子駅～鳥取駅))

### (エ) 今後、海路及び空路についても検討する。

## オ 避難経路

### (ア) 避難経路の設定

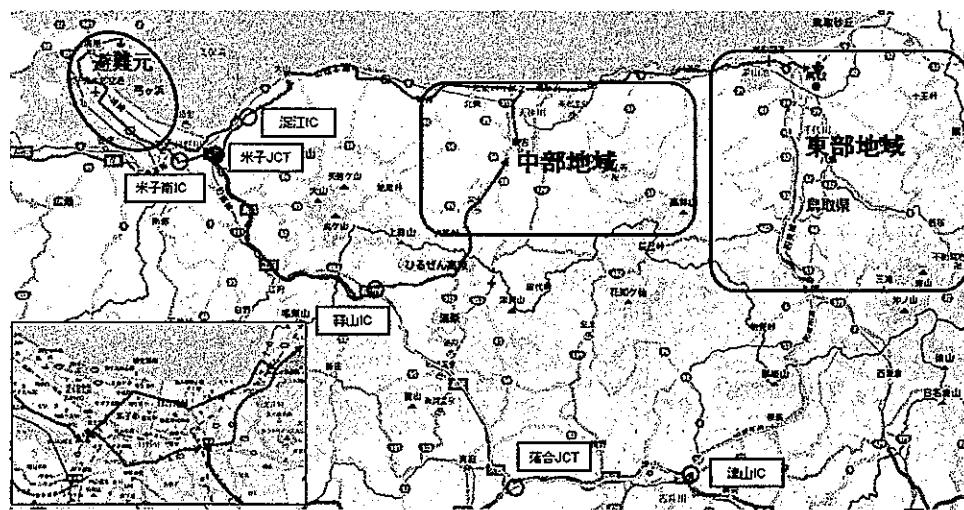
避難に使用する道路のうち、交通の円滑化、道路啓開、避難支援地点の設定等、輸送を重点的に確保する経路

### (イ) 避難経路

経路 1	国道 9 号 沿 い	国道 9 号から県中部・東部地域への避難経路
経路 2	米子自動車道沿い	米子自動車道から蒜山 IC を経由した県中部地域への避難経路
経路 3	中国自動車道沿い	米子自動車道から津山 IC を経由した県東部地域への避難経路

### (ウ) 避難経路図

## 避難経路図



(参考：避難経路)

経路 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県道米子空港境港停車場線→境港市道→米子市道→鉄工団地入口→国道431号→国道9号東進</li> <li>・県道米子空港境港停車場線→境港市道→米子市道→鉄工団地入口→国道431号→(米子) IC</li> </ul>
経路 2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県道米子境港線→国道181号→(米子南 IC)→国道9号→(米子) IC→米子自動車道→(蒜山 IC)→国道482号→国道313号</li> </ul>
経路 3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県道米子境港線→国道181号→(米子南 IC)→国道9号→(米子) IC→米子自動車道→(落合 JCT)→中国自動車道→(津山 IC)→国道53号</li> </ul>

### 力 避難に影響を及ぼすと想定する事項

### (ア) 道路の使用

- a 鳥取県内の国道 431 号は、使用出来ない道路とする（使用可能な場合も検討）
  - b 冬期は、大雪の影響を検討する（除雪）
  - c 地震動による影響は検討しない（地震による道路等のインフラ被害は想定しない）

#### (1) 渗漏の発生

米子市街は、国道9号に、国道431号及び各種道路が合流し避難住民による交通の渋滞が発生

#### (ウ) 計画外の避難（自主的な避難）

- a 島根原子力発電所で事故があった場合に避難
  - b P A Z避難が指示された場合、一部、P A Z以外の区域で避難が先行的に開始
  - c U P Z内の避難指示区域において、一部、計画的な段階的避難の前の避難
  - d 一部のシャドー避難（避難指示区域以外からの避難）

### (3) 島根県からの避難住民の受け入れ

## ア 避難シナリオ

島根県において、災害の状況に応じて、計画外の避難が必要になった場合に、鳥取県で避難者を受け入れる。

1 避難対象地域

### いざれも U P Z 圏内

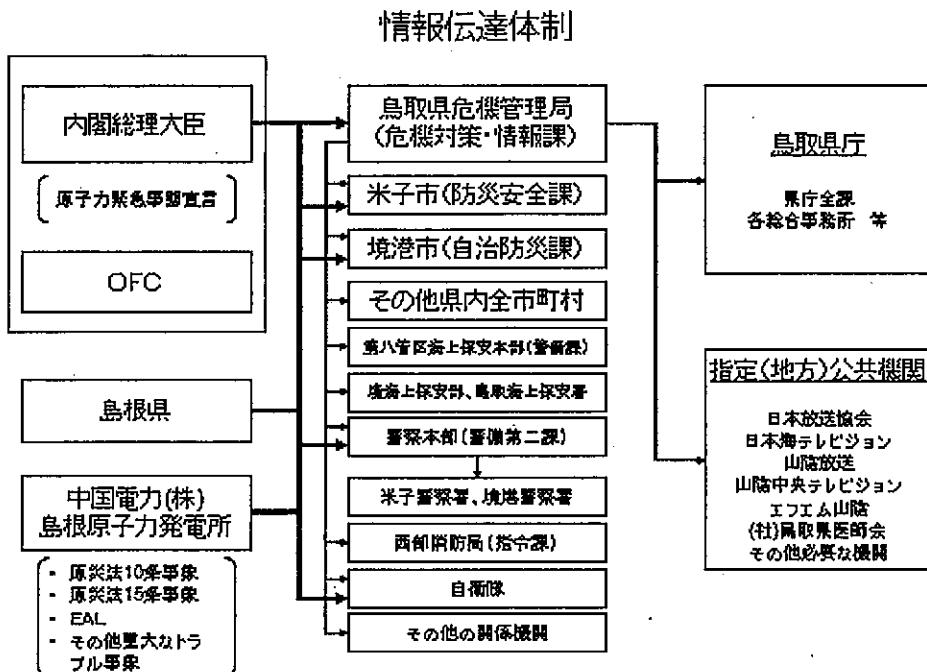
避難受入数	避難受入地域
約 1 万人	日吉津村、大山町、伯耆町、南部町、江府町、日野町、日南町
約 5 千人	若桜町、智頭町

### (4) 情報の伝達と収集

#### ア 情報の伝達

県は、島根原子力発電所等から異常や事故に関する情報、通報、連絡等を受けた場合、関係機関へ連絡するとともに、情報収集を行う。

#### イ 情報伝達体制



※ 県が、警戒本部又は対策本部を設置以降は、危機管理局が行っていた情報伝達業務を引き継ぐ。

### ウ 緊急時モニタリング

#### (ア) 目的

周辺環境の放射性物質又は放射線に関する情報を得て、次の目的を達成する。

- ① 放射線緊急事態に起因する危険のレベルと程度、特に放射線レベルと放射性核種による環境の汚染レベル、について、正確で時宜を得たデータを提供すること
- ② 行政の各種判断、運用上の介入及び防護措置の実施に関して、意思決定者を支援すること
- ③ 緊急作業者の防護のための情報を提供すること
- ④ 危険の程度について公衆へ情報を提供すること
- ⑤ 医療介入が必要とされる人々及び長期間にわたる医学的スクリーニングを実施することが正当化される人々を見極めるための情報を提供すること

※IAEA「放射線防護の目的のための環境及び線源モニタリング」(RS-G-1.8)より

#### (イ) 体制

県（EMC）は、原災法10条通報があった場合、緊急時モニタリングを実施する。

緊急時モニタリングは、緊急時モニタリング実施計画に基づき、国の緊急モニタリングとの整合を図りながら、全てのモニタリング支援グループ（大学、研究所、専門機関等）と協

力・調整し、迅速なモニタリングを実施する。

(ウ) 実施

時期	方針	要領
初期	<ul style="list-style-type: none"> <li>平常時モニタリングの強化から緊急時モニタリングに移行し、国の緊急時モニタリング体制に入る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>予め決められた地点について既設の測定器を用いて迅速に実施</li> <li>防護対策の上で重要な放出源及び施設敷地近傍のモニタリングは事業者が実施</li> <li>事故の規模に応じて適切に空間線量率等を測定できる測定器を選択し、迅速に測定</li> </ul>
中期	<ul style="list-style-type: none"> <li>県緊急時モニタリング実施計画の修正</li> <li>事故発生から将来にわたる公衆の外部・内部被ばく線量の推定、公衆の被ばくを抑制・低減するための環境の除染方法の立案及び評価、避難区域の変更・見直しに係る検討及び判断、さらに、汚染地域の住民の健康管理及び健康影響評価をするための、モニタリングを行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>上水、農林水産物中の放射性物質濃度測定や、物産、廃棄物等の輸送経路における放射線の測定等、汚染拡大防止のための測定を迅速に実施</li> </ul>
復旧期	<ul style="list-style-type: none"> <li>現存被ばく状況の続く限りモニタリングも継続する必要があるが、モニタリング対象と規制の目的に応じて、各省庁が実施する。</li> <li>復旧期のモニタリングが終了し、平常時モニタリングへの移行については、利害関係者の参画も得て、放射線防護に加え社会、政治、倫理、経済等関係するあらゆる側面を含め総合的に判断する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境中に放出された放射性物質の拡散、沈着、移動・移行状況の把握、土壤及び堆積物中に蓄積された放射性物質の、生態系、特に食品への移行に着目し、国が主導して定期的にモニタリングを実施</li> <li>放射性物質の影響が長期にわたることを想定して、汚染の拡大防止、汚染物の処理及び残留放射能に関するモニタリングを実施</li> </ul>

## 2 避難実施の考え方

### (1) 方針

県は、住民の被ばくを防止するため、内閣総理大臣の避難指示等に基づき、防護対策として避難等（屋内退避、コンクリート屋内退避、避難）を実施する。この際、災害時要援護者に配慮する。

避難は、島根原子力発電所からの距離に応じた段階的避難を実施し、住民の一斉避難による大渋滞発生により、避難の停滞が発生することによる、住民の被ばくの危険性を防止する。

このため、各種条件に応じた避難時間推計を行い、避難計画を事前に作成する。

また、あらゆる手段を使った注意喚起とオフィシャルな広報媒体を使った詳細情報の提供により、住民への安心提供と安全確保を行う。

### (2) 計画の段階区分

#### ア 段階区分の設定

緊急事態の時間的な進展に応じた迅速かつ的確な住民避難を実施するため、段階区分を設定し、段階毎に対応を計画する。

#### イ 段階区分と避難計画の対応

##### (ア) 段階区分

段階区分	方針	対応
準備	原子力事業者、国、地方公共団体等の活動が計画され、維持され、改善されるよう、緊急時の計画の検討等を行う。	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 計画等の作成・修正</li><li>2. 広報</li><li>3. 普及啓発</li><li>4. 訓練</li><li>5. 人材育成</li></ol>
初期対応	情報の限られた不確かな中でも、重篤な確定的影響を回避するとともに確率的影響を可能な限り最小限に抑えるという目的を達成させるため、極めて短期間のうちに迅速な対応を行う。	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 異常事態の発生</li><li>2. 事業者が通報連絡<ul style="list-style-type: none"><li>・通報（原災法）</li><li>・関係自治体へ通報（原災法、協定等）</li></ul></li><li>3. 災害対策本部の設置</li><li>4. 緊急時モニタリング</li><li>5. 内閣総理大臣による原子力緊急事態宣言</li><li>6. 国が原子力災害対策本部を設置</li><li>7. 原子力合同対策協議会の設置</li></ol>
中期対応	放射性物質又は放射線の影響管理が求められ、環境モニタリングや解析による放射線状況の十分な把握に基づき、初期対応段階で実施された防護措置の変更・解除や長期防護措置の検討を行う。	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 放射線状況の把握</li><li>2. 防護措置の変更、解除</li><li>3. 長期防護措置の検討</li><li>4. 長期的な復旧策を開始するための特定の計画の作成</li><li>5. 被災者生活支援</li><li>6. 社会的・経済的活動への復帰支援</li></ol>
復旧	被災した地域の長期的な復旧策を開始するための計画が策定され、通常の社会的・経済的活動への復帰の支援を行う。	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 放射線の影響管理</li><li>2. 環境の除染</li></ol>

(イ) 避難計画の対応

計画の段階	想定する期間
避難準備	原災法10条通報とそれに続く原子力緊急事態宣言（原災法15条事象）発出後から避難指示等が出されるまでの期間
避難	屋内退避又は避難勧告の指示等が出されてから、避難所に到着するまでの期間 一次避難（UPZからの避難）
避難生活	避難所へ到着してから、原子力緊急事態解除宣言され、避難指示等が解除されるまでの期間
復帰	避難先地域から要避難地域への避難住民の復帰が完了するまでの期間
生活再建	避難先地域から復帰が完了した段階からの期間

(3) 防護対策等

ア 防護対策

放射性物質又は放射線の異常な放出が発生した場合、各種防護対策を実施し、周辺住民等の被ばくをできるだけ低減する。

防護対策	実施内容
屋内退避	<ul style="list-style-type: none"> <li>建屋の遮へい効果による外部被ばくの低減と、建屋の気密性を高めて屋内への放射性物質の侵入防止を図り、内部被ばくの低減を期待する。</li> <li>長期にわたる場合は、避難の実施を検討する。</li> </ul>
コンクリート屋内退避	<ul style="list-style-type: none"> <li>予測線量が比較的高い場合で、避難する時間的余裕がないときに、屋内退避より大きい遮へい及び気密効果によって大きな被ばく低減を期待する</li> </ul>
避難	<ul style="list-style-type: none"> <li>放射性プルームから遠く離れ、放射線の外部被ばく及び放射性物質の吸入による内部被ばくを避ける。</li> </ul>
安定ヨウ素剤の予防服用	<ul style="list-style-type: none"> <li>大気中の放射性ヨウ素の濃度が高くなり、これを体内に取り込むおそれのある場合は、安定ヨウ素剤を予防服用し、放射性ヨウ素が甲状腺に集まるのを抑制する。</li> <li>放射性物質の放出状況を踏まえ、屋内退避や避難等の防護対策とともに判断する。</li> </ul>
飲食物摂取制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時モニタリング結果、飲食物に含まれる放射性物質の濃度が基準を超えるときには、内部被ばく線量を低減するために飲食物の摂取を制限する。</li> <li>農林水産物の採取及び出荷制限。</li> <li>飲料水、飲食物の摂取制限を行った場合の住民への供給体制確認。</li> </ul>
立入制限措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>放射性物質による無用の被ばくを避けるため、また、住民の避難、屋内退避等の防護対策、防災業務関係者の活動、応急対策用資機材の輸送等が円滑に行えるよう、立入制限区域を設け、車両、人の出入りを制限する。</li> <li>防護対策地域の外側に立入制限区域を設定する。</li> </ul>

イ 原子力災害事後対策

(ア) 県及び市町村等は、原子力緊急事態解除宣言以降に原子力災害事後対策を行う。

(イ) 関係市長の避難指示及び警戒区域の設定を継続する。

(ウ) 原子力災害事後対策

- 緊急事態対策実施区域等の放射性物質の濃度や放射線量の調査
- 被災者の生活支援、環境の除染、放射性物質に汚染された廃棄物の処理等

- ・居住者等に対する健康診断及び心身の健康に関する相談の実施その他の医療措置
- ・放射性物質による汚染の有無又は風評被害による商品の販売等の不振を防止するための広報
- ・その他、原子力災害の拡大の防止又は原子力災害からの復旧を図るための措置

#### (4) 防護対策等の実施要領

##### ア 避難準備段階

###### (ア) 方針

県は、原災法10条通報を受信し、避難が必要な段階にまで進展することが予想される場合には、避難指示等が出された場合に避難がすみやかに開始できるように、あらかじめ作成された計画に基づき、準備を開始する。

また、島根県が行うPAZ避難を支援するため、県内の輸送力を調整する。

###### (イ) 実施要領

###### a 指揮命令活動

- ・県原子力災害警戒本部を設置し、指揮命令活動を開始
- 国の「初動対応の指示案」に対する検討と意見の提出
- 国への輸送力確保の要請
- 情報活動、広域避難計画の修正、関係機関との調整
- ・要員派遣（島根原子力発電所、島根県庁、県西部総合事務所、OFC）
- ・現地事故対策会議（OFC）への参加
- ・住民広報
- ・防護対策の実行を監督

###### b 住民避難

###### ・優先避難の実施

乳幼児など18歳未満の者及び妊婦の避難

その他災害時要援護者の避難準備

- ・PAZ避難が予想される場合は、「避難段階」を前倒しして、PAZ避難の支援に必要な支援態勢の確保及び輸送力の調整
- ・UPZ避難の準備（避難住民の見積、輸送力、資機材、避難所）
- ・住民避難計画の修正
- ・輸送力の確保
- ・避難住民受入協議の代行（同一県内市町村、県外市町村）
- ・関係機関との調整
- ・避難所の開設準備、広域調整

###### c モニタリング

- ・EMCの災害対策本部付属機関への移管（災害対策本部が設置された時は）
- ・緊急時モニタリングの実施（第1段階）
- ・モニタリング支援の要請
- ・モニタリングデータの公表

###### d 被ばく医療

- ・スクリーニング準備
- ・安定ヨウ素剤の配布準備
- ・医療救護班の配置調整

##### イ 避難段階

###### (ア) 方針

県は、原子力緊急事態発生時、避難指示等に基づき、住民避難等の各種計画に従い、住民の輸送とそれに必要な防護対策を実施する。

避難の実施に当たっては、原子力発電所に近い地域から段階的に避難を行い、原子力発電

所から近い地域の避難を確実に実施する。

(イ) 実施要領

- a 指揮命令活動
  - ・災害対策本部の設置
  - ・原子力災害合同対策協議会への参加
  - ・鳥取県原子力防災専門家会議委員の招集（技術的助言）
  - ・専門家の国への派遣要請（技術的助言）
  - ・専門的知識を有する職員の国への派遣要請（事態把握）
  - ・避難等の指示
  - ・住民広報
  - ・防護対策の実行を監督
  - ・復帰計画の準備
  - ・復興計画の準備
- b 住民避難
  - ・避難指示の伝達
  - ・警戒区域の設定
  - ・飲食物等摂取制限
  - ・輸送力の配分
  - ・避難を開始
  - ・避難誘導、輸送
  - ・避難所を設置
  - ・食糧、生活関連物資等の供給
  - ・仮設住宅の設置
  - ・恒久住宅の準備
- c モニタリング
  - ・EMCの災害対策本部付属機関への移管（災害対策本部が設置されている時）
  - ・緊急時モニタリングの実施（第1段階）
  - ・モニタリングデータの公表
- d 被ばく医療
  - ・スクリーニングの実施
  - ・安定ヨウ素剤の配布
  - ・医療救護班の配置
  - ・被ばく患者の搬送

ウ 避難生活段階

(ア) 方針

県は、国（原子力災害被害者生活支援チーム）と連携し、避難所等を準備し、避難住民の生活を確保する。あわせて、必要な防護対策を実施する。

(イ) 実施要領

- a 指揮命令活動
  - ・原子力災害事後対策の実施
  - ・被災者生活支援
  - ・情報活動、関係機関との調整
  - ・住民広報
  - ・防護対策の実行を監督
  - ・復帰計画の作成
  - ・復興計画の作成
- b 避難
  - ・恒久避難住宅の設置
  - ・食糧、生活関連物資等の供給

- c モニタリング
  - ・緊急時モニタリングの実施（第2段階）
  - ・モニタリングデータの公表
- d 被ばく医療活動

## エ 復帰段階

### (ア) 方針

県は、国（原子力災害被害者生活支援チーム）と連携し、避難した市等が行う復帰を支援し、避難した住民の復帰、恒久避難住宅への移動等を円滑に行い、避難生活の解消を図る。あわせて、適切な役割分担の下、環境の除染等の必要な事後対策を実施する。

復帰段階は、その時の状況によるところが大きいため、この計画では、大綱にとどめる。

### (イ) 実施要領

- a 指揮命令活動
  - ・原子力災害事後対策の実施
  - ・被災者生活支援
  - ・情報活動、関係機関との調整
  - ・住民広報
  - ・防護対策の実行を監督
  - ・復興計画の作成
- b 避難
  - ・避難住民の復帰
  - ・仮設住宅から恒久避難住宅への移動
  - ・損害賠償
- c モニタリング
  - ・復興期のモニタリング（平常時モニタリングへの移行）
  - ・モニタリングデータの公表
- d 被ばく医療活動

## オ 生活再建段階

### (ア) 方針

県は、避難住民の日常生活の安定を図るための必要な措置を実施する。

生活再建段階は、その時の状況によるところが大きいため、この計画では、大綱にとどめる。

### (イ) 実施要領

- a 指揮命令活動
  - ・原子力災害復興本部の設置
  - ・災害対策本部の廃止
  - ・原子力災害事後対策の実施
  - ・情報活動、関係機関との調整
  - ・住民広報
  - ・原子力災害事後対策の実行を監督
- b 避難
  - ・避難住民の生活再建
  - ・仮設住宅から恒久避難住宅への移動
  - ・損害賠償
- c モニタリング
  - ・復興期のモニタリング（平常時モニタリングへの移行）
  - ・モニタリングデータの公表
- d 被ばく医療活動
  - ・健康影響調査

## (5) 避難実施方法

### ア 避難指示の手順

県は、国原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）の避難指示に基づき、E A L又はO I L運用と、気候、道路状況等の当時の状況に基づき、あらかじめ作成した避難計画を修正して、具体的な避難の指示を作成し、各種防護対策とあわせて、関係機関と協議し、関係市に避難を指示する。

関係市は、あらかじめ作成していた避難実施要領を修正し、関係機関と連携し、住民に避難を伝達する。

### イ 避難先

島根原子力発電所からU P Z内の住民避難を国原子力災害対策本部の決定による避難指示により、県中部・東部地域に段階的に行う。

避難の受入れは、より以遠の東部地域から順次行い、あらかじめマッチングした避難所を行う。

避難先は、県内を基本とするが、次の場合には、災害対策基本法に基づき、県外避難を実施する。

#### <県外避難実施の要件>

- ・ 避難施設も被災するなど県内の避難施設が不足するとき
- ・ 入院患者等災害時要援護者を収容する施設が県内で不足するとき
- ・ その他必要と認められるとき

P P A（30 km～50 km圏内）については、ブルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を行う。

### ウ 避難手段

- (ア) 自家用車
- (イ) バス
- (ウ) 福祉車両
- (エ) 自衛隊車両
- (オ) J R
- (カ) その他手段（船舶、航空機）

### エ 避難方法

- ・ あらかじめ決められた方法あるいは、指示された方法により避難を行う。
- ・ 自家用車による避難をするときは、各家庭毎に避難する。
- ・ 公共輸送等による避難をするときは、自治会単位で一時集結所から避難する。

### オ 避難所

自治会を単位として、あらかじめマッチングされた避難所へ避難する。

### カ 別紙1 「避難計画」

## (6) 避難の優先順位

### ア 地域

島根原子力発電所に近い地域から段階的に避難を行い、受入れはより以遠の東部地域から順次行う。

避難は、E A L、O I Lを基準とする国の避難指示に基づき行い、島根原子力発電所からの距離が、20 km圏内区域、20 km～25 km圏内区域、25 km～30 km圏内区域に分け、島根原子力発電所から近い距離の区域から順次段階的に避難を開始する。

また、島根県から避難受入れ要請がある場合は、島根県と避難時期・経路等を調整する。

### イ 対象者

- (ア) 乳幼児など18歳未満の者及び妊婦は、優先的に避難する。
- (イ) その他災害時要援護者については、一般住民との避難の重複を避け、早期の避難を検討する。

## (7) 避難誘導

### ア 避難情報の伝達（広報）

#### (ア) 県

- ・県は、避難指示等が出た場合、報道機関に対して報道要請を行い、当該地域の住民に対して、避難指示等の情報を伝達する。
- ・緊急事態、災害の概要、県が実視する防災活動の内容等

#### (イ) 米子市及び境港市

- ・市は、サイレン、防災行政無線、広報車、消防団等を通じて防護対策区域やUPZ内の住民に広報する。
- ・緊急事態、災害の概要、市が実施する防災活動の内容、住民のとるべき措置、注意事項等

#### イ 一時集結所への誘導

市は、一時集結所への避難誘導を行う。この際、県と協力し、避難所の所在、災害の概要その他の避難に資する情報を提供する。

## (8) 自家用車による避難

### ア 方針

避難対象地域内から自家用車避難を行う地区順を、島根原子力発電所からの距離や避難主要幹線への経路等を考慮してあらかじめ定め、避難を実施する。

### イ 対象者

自家用車を利用できる者

### ウ 避難順序の統制

県及び市等は自家用車避難を行う避難住民に対して、居住する地区が避難を開始する時期、避難に使用する経路、避難場所について十分に広報を行うなどにより、避難指示に従った避難の遵守を求めて、交通渋滞の発生を防止する。

### エ 避難所への誘導及び受入れ

県及び受入れ市町村は、連携協力して、各避難所の立地状況等に応じた自家用車避難の誘導及び受入れを行う。

#### (ア) 駐車場又は駐車スペースのある避難所への避難

学校施設のグラウンド等、臨時に避難住民の自家用車を駐車できるスペースがある避難所には、直接、避難所へ自家用車を乗り入れる。

#### (イ) 駐車場等がない避難所等への避難

駐車場等がない避難所又は駐車場等が不足する避難所への自家用車避難の場合、避難住民の車を避難所付近の駐車場又は駐車可能スペースに駐車した後、徒歩又は県等が手配するシャトルバス等により避難所へ移動する。

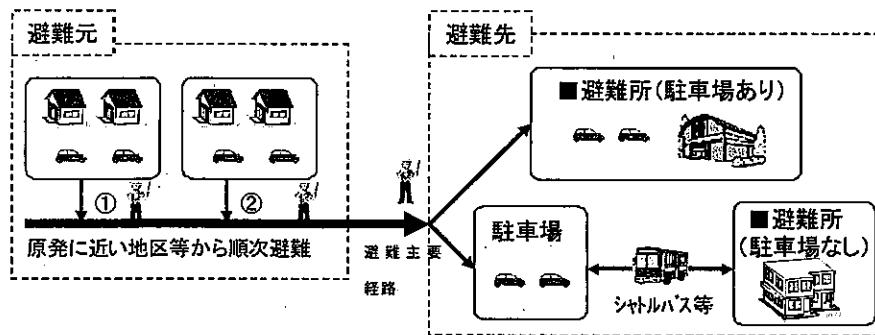
### オ スクリーニング等

主要経路沿い等に、スクリーニング会場を設け、避難住民のスクリーニングと避難住民に必要な支援等を総合的に行い、必要に応じて、簡易な除染を行う。

なお、避難先までの間にスクリーニングできなかった避難住民については、避難先地域に設置したスクリーニング会場で行う。

### カ 自家用車避難のイメージ

## 自家用車による避難のイメージ



### (9) 公共輸送による避難

#### ア バスによる避難

##### (ア) 方針

避難住民は、市があらかじめ定めた一時集結所に徒歩で集結した後、県等が手配するバスにより、指定された避難経路及び避難所へ移動する。

なお、この場合でも可能な限り自治会単位でまとまり避難することを原則とする。

##### (イ) 対象者

自家用車の利用ができない避難住民で、要避難地域内に設定される一時集結所からの避難住民等

##### (ウ) 一時集結所までの誘導

###### a 誘導の実施者

米子市及び境港市は、避難住民の住家から一時集結所までの徒歩による避難の誘導を実施する。

###### b 誘導要領の策定

米子市及び境港市は、あらかじめ誘導要領を策定する。

##### (エ) 一時集結所から避難所までの輸送

###### a 輸送の実施者

県は、市町村、警察、消防及び指定地方公共機関等の協力を得ながら、一時集結所からあらかじめ定めた避難所へ避難住民の輸送を実施する。

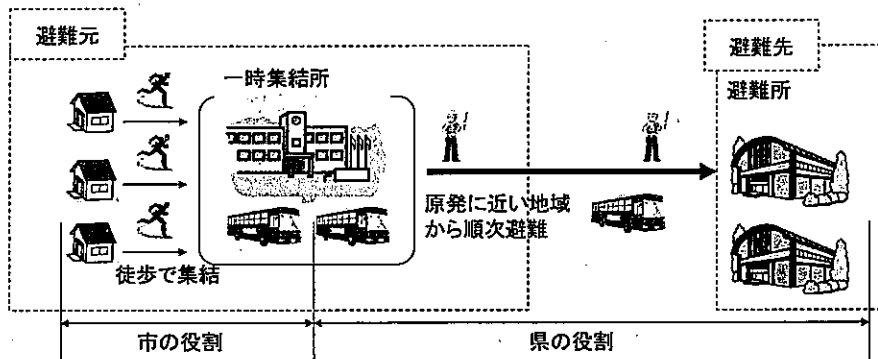
###### b バス等の確保

県は、指定地方公共機関である県内バス事業者等のほか、必要に応じて県外バス事業者への要請により、輸送に必要な台数のバスを確保する。

また、避難住民輸送に必要なバス等の確保が困難な場合は、自衛隊の車両等による輸送支援を求める。

##### (オ) バスによる避難のイメージ

## バス等による避難のイメージ



### イ JRによる避難

JR境線の沿線地域の住民は、各駅から順次乗車し、米子駅に輸送する。

米子駅到着後、山陰本線の列車を乗り換えて、鳥取駅及び倉吉駅に輸送する。

一部は、米子駅付近に設けた一時集結所からバス等により、避難所まで輸送する。

### ウ その他手段による避難（船舶、航空機）

#### (ア) 方針

バス等による避難が困難である場合又は輸送力が不足する場合等において、船舶及び航空機による輸送力の確保が可能な場合は、船舶及び航空機による避難を実施する。

#### (イ) 船舶による避難

第八管区海上保安本部、海上自衛隊舞鶴地方総監部に可能な限り協力を求め、県が所有する船舶と併せ、利用可能な港湾等から海上輸送を行う。

#### (ウ) 航空機による避難

ヘリコプター等が利用できる場合は、県がその使用を統制し、入院患者等の優先順位の高い災害時要援護者の避難に使用する。

### (10) 自衛隊による避難

県は、輸送力が不足し緊急輸送が必要な場合、自衛隊に災害派遣を要請し、自衛隊が保有する車両（自衛隊救急車を含む）およびヘリコプターによる避難住民の緊急輸送を行う。

### (11) 災害時要援護者の避難

#### ア 方針

特定事象（原災法10条事象）発生時のPAZ発動準備があった場合、あわせて必要に応じて、UPZの災害時要援護者の避難準備を早期に開始する。

50kmを超える避難が災害時要援護者の過重な負担となり、健康状態を悪化させないように配慮する。場合によっては30~50km圏内の施設利用を検討する。

#### イ 災害時要援護者の避難計画

(ア) 県は、市町村、関係機関・団体と連絡調整の上、災害時要援護者及びそれらの施設等並びに災害時要援護者の避難体制の状況を確認し、災害時要援護者の避難計画を作成する。

(イ) 県は、市町村、関係機関・団体と連絡調整の上、災害時要援護者の輸送手段を手配するとともに、輸送力が不足する場合は、関係機関・団体に対し支援を要請する。

(イ) 施設入所又は入院中の災害時要援護者は、社会福祉施設、病院等の施設が避難先となるが、県内の施設数が限られているため、県外への避難も想定する必要があることから、事前に関係県と調整するよう努める。

(エ) 移動中及び避難所におけるケアに配慮する。

#### ウ 災害時要援護者の避難

施設入所の災害時要援護者については、社会福祉施設等の車両での避難を原則とするが、親族などが自家用車による避難を希望するときはこれを認める。

車両が不足する場合は県が措置を行う。

#### エ 社会福祉施設等入所者の避難の体制整備

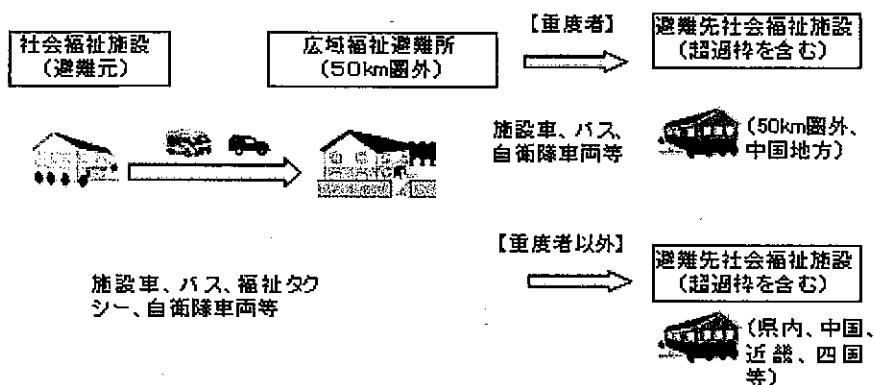
(ア) 緊急的な避難が必要な初期の段階で、全ての対象者を該当の避難先社会福祉施設へ直ちに避難することが困難であるため、避難先が確保できるまで一時的に他の施設（広域福祉避難所）に避難し、避難先が確保された段階で最終避難先に避難する。

##### (イ) 留意事項

- a 避難先として上記の例以外に、原発からU P Z外であれば自宅へ避難させる場合もある。
- b 上記の例以外に、直接、避難先社会福祉施設等（超過枠を含む）に搬送する場合がある。

##### (ウ) 社会福祉施設等入所者避難のイメージ

#### 社会福祉施設等入所者避難のイメージ



※ 重傷者については移動が過重な負担とならないように、できる限り近隣の施設を斡旋する。

#### オ 病院の入院患者の避難

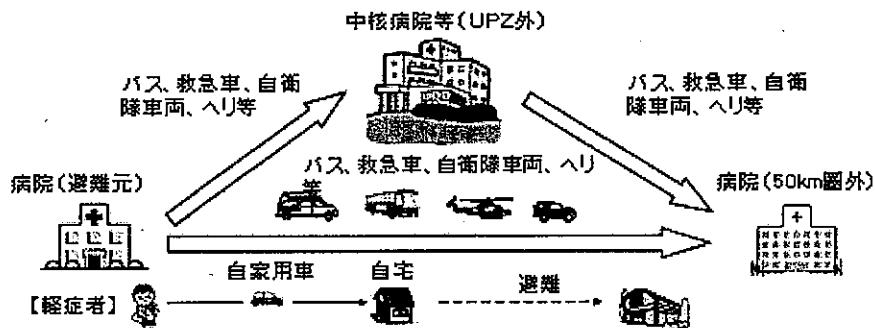
##### (ア) 方針

緊急的な避難が必要な初期の段階で、全ての対象者を避難先病院へ直ちに収容することは困難であるため、マッチング先が確保できるまで当該病院に可能な限り滞在させるか、あるいは、U P Z外の中核病院等の空病床へ一時的に収容し、マッチングが整った段階で避難先の病院へ移送する。

なお、避難完了までに猶予時間がない事態が発生した場合は、U P Z外の中核病院等の空病床へ一時的に移送することも考慮する。また、軽症者については、可能であれば帰宅し、一時的な避難を行う。

##### (イ) 病院の入院患者の避難イメージ

## 病院の入院患者の避難イメージ



### カ 在宅要援護者の避難

米子市及び境港市は、自然災害と原発災害とを区別することなく、在宅要援護者情報を把握し、避難に関する支援体制を構築した上で、それらを前提として速やかな避難を行う。一般的な避難が困難な場合については、一時的な対応として条件の整った一次的広域福祉避難所へ避難し、マッチングが整った段階で避難先の施設等へ避難する。

なお、在宅要援護者情報の管理及び使用条件等については、県と市町村とで事前に調整しておく必要がある。

### キ 別紙2「災害時要援護者避難計画」

## (12) 児童生徒等の避難

### ア 方針

避難指示が出た場合、その指示内容に従い、保育所や学校等、園児、児童、生徒及び学生（生徒等）が通う施設の管理者は、生徒等全員をUPZ外に避難させることを基本とする。

### イ 避難計画の作成

UPZ内の保育所（認可外保育施設を含む）、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校は、避難計画を作成する。

### ウ 応急教育

要避難地域の教育委員会は、避難先地域で応急教育を実施する。

この際、県教育委員会及び避難先教育委員会は、応急教育の実施を支援する。また、私立学校等の応急教育は、公立の学校に準ずるものとする。

### エ 別紙3「児童、生徒等避難計画」

## (13) 観光客の避難

### ア 方針

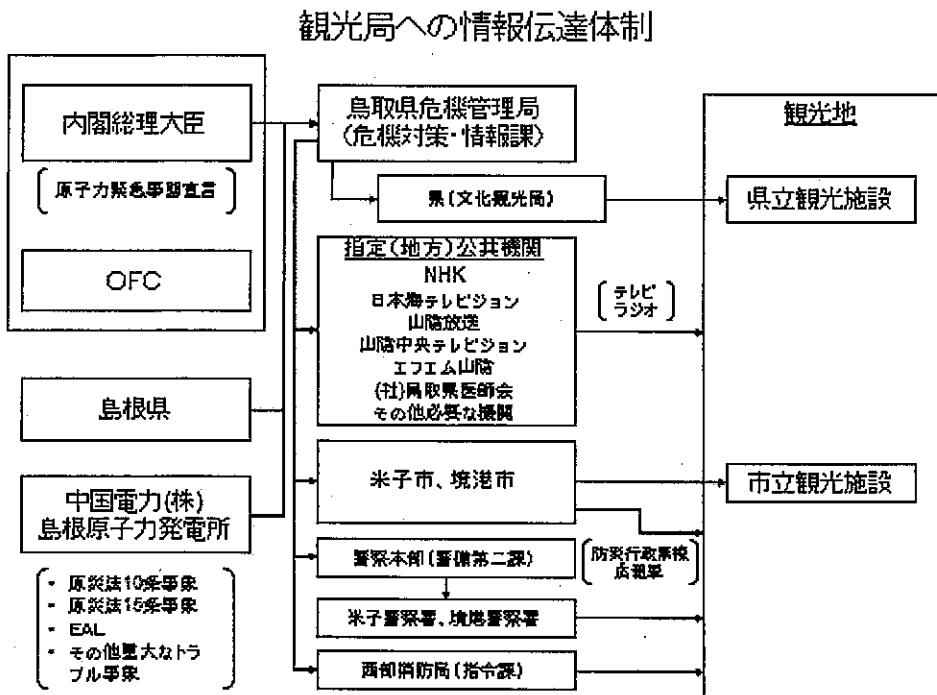
島根原子力発電所において、大規模事故につながるおそれのある事故が発生した場合や特定事象等が発生した場合、防災行政無線や道路情報板により速やかに観光客へ事故状況等を伝達するとともに、併せて避難経路等を情報提供し、帰宅を呼びかける。

帰宅が間に合わなかった場合は、最寄りの一時集結所から住民とともに避難する。

### イ 情報伝達連絡

各機関から各種方法を通じて、情報を伝達する。

外国人観光客への情報伝達に当たっては、英語等による案内を行う。



※ 県が、警戒本部又は対策本部を設置以降は、危機管理局が行っていた情報伝達業務を引き継ぐ。

#### ウ 避難の実施

観光客のうち、自家用車やバス又はタクシー利用者等、移動手段を確保している者については、それぞれの移動手段によりすみやかに帰宅する。

その他、移動手段がない観光客や、路線バス・列車等が利用出来ない場合は、観光客の屋内避難施設の確保や、地域住民の行動に準じた避難を行う。

### 3 各機関の役割

原子力災害時における事務又は業務のうち、主としての避難に関するものを記載している。その他災害時共通のものは、鳥取県地域防災計画に記載されているものとする。

#### (1) 関係機関

機関名	事務又は業務
鳥取県	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 県内における原子力災害に関する総合調整</li> <li>2. 避難住民受入市町村との調整（避難所の選定等）</li> <li>3. 一時集結所から避難所までの住民の輸送</li> <li>4. 広域避難の輸送手段の確保（バス、鉄道、船舶、航空機等の調達、関係機関との調整）</li> <li>5. 一時集結所から避難所までのルート決定</li> <li>6. 広域避難所運営の統轄</li> <li>7. 広域避難所（県営）の指定</li> <li>8. 広域避難所（県営）の開設、運営</li> <li>9. 住民の避難（広域輸送）</li> <li>10. 緊急時モニタリング（放射線の監視測定）</li> <li>11. 安定ヨウ素剤の予防投与体制の整備</li> <li>12. 避難住民のスクリーニング、除染及び被ばく医療</li> <li>13. 広報、情報伝達</li> <li>14. その他必要な措置</li> </ol>
米子市 境港市	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 避難指示の伝達</li> <li>2. 一時集結所の選定、運営</li> <li>3. 一時集結所までの住民の誘導</li> <li>4. 住民への事前周知、伝達、広報（放射線防護に係る広報を含む。）</li> <li>5. 緊急時モニタリングの支援</li> <li>6. 避難住民名簿の作成、安否確認、避難状況の問合せ対応</li> <li>7. 避難先地域が行う広域避難所の運営支援</li> <li>8. 安定ヨウ素剤の予防的投与の支援</li> <li>9. 避難住民のスクリーニング、除染の支援</li> <li>10. 避難住民への行政サービスの提供</li> <li>11. 災害時要援護者の避難体制の整備</li> <li>12. 避難所までの災害時要援護者の避難支援者等による同行</li> <li>13. その他必要な措置</li> </ol>
米子市及び境港市以外の市町村 (避難住民受入市町村)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 米子市及び境港市への支援</li> <li>2. 広域避難所（市町村営）の指定、開設、運営</li> <li>3. 境港市役所の移転への支援</li> <li>4. 避難手段（市町村バス等）の提供協力</li> <li>5. 避難誘導等に対する職員の動員</li> <li>6. 緊急時モニタリングの支援</li> <li>7. 安定ヨウ素剤の予防的投与の支援</li> <li>8. 避難住民のスクリーニング、除染の支援</li> <li>9. 避難者名簿の作成、米子市・境港市への情報提供</li> </ol>

指定地方行政機関	第八管区海上保安本部	1. 海上における安全確保及び船舶交通の規制 2. 海上モニタリングの支援 3. 海上における緊急輸送
	鳥取地方気象台	1. 気象状況等の把握及び解析 2. 緊急時モニタリングセンター（EMC）の支援
消防機関	東部広域行政管理組合消防局 中部ふるさと広域連合消防局 西部広域行政管理組合消防局	1. 負傷者の搬送 2. 病院の入院患者の避難 3. 情報の収集分析 4. 住民等に対する避難指示等の伝達 5. 関係機関との連絡
自衛隊	陸上自衛隊第8普通科連隊 海上自衛隊舞鶴地方総監部 航空自衛隊第3輸送航空隊 自衛隊鳥取地方協力本部	1. 緊急時モニタリングの支援（空中、海上） 2. 緊急輸送の確保 3. 災害時要援護者の車両への搬送支援 4. スクリーニング、除染の支援 5. 給水、給食等
指定公共機関	中国電力(株)	1. 原子力災害等に係る情報提供 2. 汚染拡大防止措置 3. 原子力事業者防災業務計画に基づく必要な業務の実施 4. 原災法及び関係法令等に基づく必要な処置 5. 県、米子市及び境港市が実施する原子力防災に対する積極的な全面協力 6. スクリーニング、除染の支援
	日本放送協会	1. 住民等に対する避難情報の放送
	西日本旅客鉄道(株)	1. 避難住民の輸送及び緊急物資の輸送
	KDDI(株)	1. 通信の確保及び防護対策の実施に必要な通信の優先的取扱い
	(株)NTTドコモ	2. 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置
指定地方公共機関	(社)鳥取県バス協会	1. 避難用バスの確保 2. 避難住民の輸送
	(社)鳥取県トラック協会	1. 緊急物資の輸送
	鳥取県医師会	1. 医療救護の実施
	鳥取県歯科医師会	
	鳥取県薬剤師会	
	鳥取県看護協会	
	鳥取県社会福祉協議会	1. ボランティアの受け入れ及び派遣
	日本海テレビジョン放送(株)	1. 住民等に対する避難情報の放送
	(株)山陰放送	

## (2) 県庁の各部局等

部局名	事務又は業務 ※上段は、原子力防災対策特有のもの
未来づくり推進局	1. 避難に関する広報 2. 災害対策の広報 3. 住民等からの問合せに対する対応

	4. 報道機関との連絡調整、放送要請 5. 避難所運営に係るボランティアの受け入れ調整 6. 県民からの県政に係る一般広聴
危機管理局	1. 避難等の指示 2. 緊急時モニタリング実施計画の作成と修正 3. 被害情報の収集及び通信連絡の総括 4. 災害対策本部の運営 5. 災害対策本部事務局の業務 6. 災害対策本部における通信施設の保全 7. 自衛隊、海保との連絡調整 8. 消防防災ヘリコプターの運用 9. その他、避難に関する総合調整
総務部	1. 広域避難所運営の総括 2. 広域避難所（県営）の開設、運営 3. 損害賠償 4. 災害時緊急支援チームの派遣 5. 職員災害応援隊の派遣 6. 公有財産の管理 7. 庁舎の管理、運用、調査 8. 職員の服務、給与 9. 職員の動員、派遣要請、受入 10. 職員の安否、補償 11. 人権擁護の確保 12. 県議会 13. 関東・関西・東海地区所在県外本部との連絡調整、情報収集
企画部	1. 輸送手段（県・市町村等の保有する車両含む）の確保 2. 輸送業務 3. 鳥取情報ハイウェイに関すること 4. 私立学校への情報の伝達 5. 市町村の行財政運営に関すること 6. 広域避難所（市町村営）の運営状況把握・連絡
文化観光局	1. 観光客に対する情報伝達、避難、救援 2. 災害時要援護者（うち外国人）に対する情報伝達、避難、救援 3. 観光施設等との連絡調整
福祉保健部	1. 安定ヨウ素剤の予防的投与体制の整備 2. 避難住民のスクリーニング、除染 3. 災害時要援護者（外国人を除く）の避難支援 4. 災害時要援護者の輸送手段の確保 5. 医療救護対策本部の設置、管理、運営 6. 医療（被ばく医療を含む。）、医薬品の調達 7. 保健衛生、健康相談 8. 医療機関の把握（患者情報を含む） 9. 災害ボランティア等の支援に関する総合調整 10. 災害救助法 11. 災害時要援護者避難対策本部の設置、管理、運営
生活環境部	1. 環境の除染等 2. EMCの設置、管理、運営 3. 平常時モニタリング 4. 入浴施設、トイレの確保

	5. 応急給水 6. 応急仮設住宅の供給 7. 公営住宅の調査 8. 恒久住宅の提供 9. 生活関連物資の調達・供給 10. ペット（家庭動物）の扱い 11. 食品衛生、食中毒防止対策
商工労働部	1. トラックその他物資輸送手段の確保、手配 2. 生活必需品の流通
農林水産部	1. 食糧の確保（流通）及びあっせん 2. 家畜の取扱い 3. 農林水産業団体との連絡調整 4. 県有船舶の運用・調整
県土整備部	1. 道路状況の把握 2. 道路啓開、通行確保 3. 空港、港湾、漁港施設等の把握、確保 4. 公共土木施設用地の供与、土地等の使用 5. 建設用資機材の調達
会計管理者	1. 住民避難に要する費用の出納及び物品の購入契約 2. 県有車両の運用、調整
企業局	1. 県営発電施設の把握及び運転確保 2. 県営工業用水施設の把握及び保全
病院局	1. 県立病院での被ばく医療 2. 県立病院救護班派遣可能状況の確認 3. 県立病院への患者受入可能状況の確認
教育委員会	1. 避難児童及び生徒の救護 2. 避難所の確保、開設、運営に関する協力 3. 学校の避難計画作成支援 4. 公立学校等への情報の伝達
西部総合事務所	1. 現地災害対策本部の設置 2. 原子力発電所の現地確認（西部） 3. O F Cへの要員派遣 4. 島根県庁への連絡員派遣 5. モニタリング 6. 市町村との連絡調整 7. 庁舎の管理、運用、調査
総合事務所	1. 災害対策本部地方支部の設置 2. 市町村との連絡調整 3. 職員応援体制の整備 4. 庁舎の管理、運用、調査
共通	1. その他知事（対策本部長）の命ずる事項 2. 他部局の応援

(注) 業務分担については、部局本来の業務以外のものについて、割り振ることがある。

警察本部	1. 避難等防災広報 2. 交通規制 3. 避難住民の誘導・指示 4. 避難対象地域・避難施設等の治安維持 5. 被災者の支援と情報収集 等
------	--

## 4 避難の支援方法

### (1) 物資等の供給

#### ア 方針

広域避難所の食糧及び生活関連物資等は、県で統制し、一括取得する。

避難開始後は、状況不明により、食糧や生活関連物資の必要数が判明せずに、避難者への物資等の供給が遅れることが予想される。

このため、県は、避難計画に基づき、避難者分に対する数量を計画的に推進補給し（プッシュ型の物資等の供給）、供給の遅れを防止する。なお、避難者数や避難者の状況が把握できるようになつた段階で、広域避難所からの請求による供給に変更する。

この際、下流の輸送拠点から避難所又は物資集積所までの輸送業務については、民間輸送業者への委託を検討する。

#### イ 物資等の供給

##### (ア) 必要量の決定

県は、必要な物資等の数量について、各市町村からとりまとめて決定し、備蓄量との調整を図り、その取得量と取得方法を確定する。

##### (イ) 取得

県は、広域避難所において必要な物資等を一括購入、あるいは、国、他都道府県等に支援を要請する。

##### (ウ) 配布

県は、取得した物資等補給品を各広域避難所に配布する。

市町村が運営する広域避難所における生活関連物資等については、各市町村が設定した物資集積所に配送し、市町村が、避難住民等に配布する。

##### (エ) 留意事項

a 物資等の配布の対象者は、避難指示等に基づく避難所あるいは退避場所にいる避難住民等とするが、避難地域以外の自主避難住民の存在にも留意する。

b 屋内避難地域における物資等の配布に当たっては、配布の方法に留意する。

#### ウ 物資等の供給支援組織の構成

##### (ア) 広域避難所運営チームの設置

県は、広域避難所の運営総括と広域避難所（県営分）の開設、運営を行うために、災害対策本部実施部のプロジェクトチームとして、広域避難所運営チームを災害対策本部内に設置する。

##### (イ) 物資集積拠点

県は、大量の物資等の集積が必要な場合は、物資集積拠点を県内に設定し、空路、海路、陸路からの緊急物資を集積する。

##### (ウ) 物資集積所

市町村は、物資集積所を設置し、市町村内の各避難所等に対する物資供給基地として運用する。

#### エ 補給幹線

物資集積拠点と物資集積所を結ぶ路線のうち、常時確保する必要のある路線を補給幹線として指定する。

#### オ 物資及び資材

食 粧	温食の配給を基本とする（態勢完了は3日間を基準とする）。 当初、備蓄食糧を配布し、補給支援体制が整うに従い、弁当等の加工食品を配布する。 調達は、県で一括して行い、避難住民等への配布は各避難所の運営者が行う。 ※3日分の家庭、職場での食糧備蓄を基本とする。
-----	---

水	避難住民等、医療機関、福祉施設に対して給水する。 県は、給水拠点での応急給水、車両による応急給水の調整を行う。 ※避難所における飲料水（ボトルウォーター等）の供給は、1日1人当たり3リットルを基本とする。
生活必需品	毛布、タオル、小型エンジン発電機、カセットこんろ、カートリッジボンベ、土のう袋、ブルーシート、懐中電灯（電池を含む）、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、仮設トイレ、ゴミ袋等
燃料	防護対策の実施に必要な燃料を優先的に確保する。 ガソリン、軽油、灯油、発電機用重油、プロパンガス等。
復旧資材等	収容施設、臨時の医療施設の建設工事に必要なもの
日用品・し好品	一定の率をもって常規的に供給する。
衛生資機材	医薬品、医療機器、その他衛生用品。

#### カ 別紙4 「食糧、生活関連物資等供給計画」

##### (2) 輸送

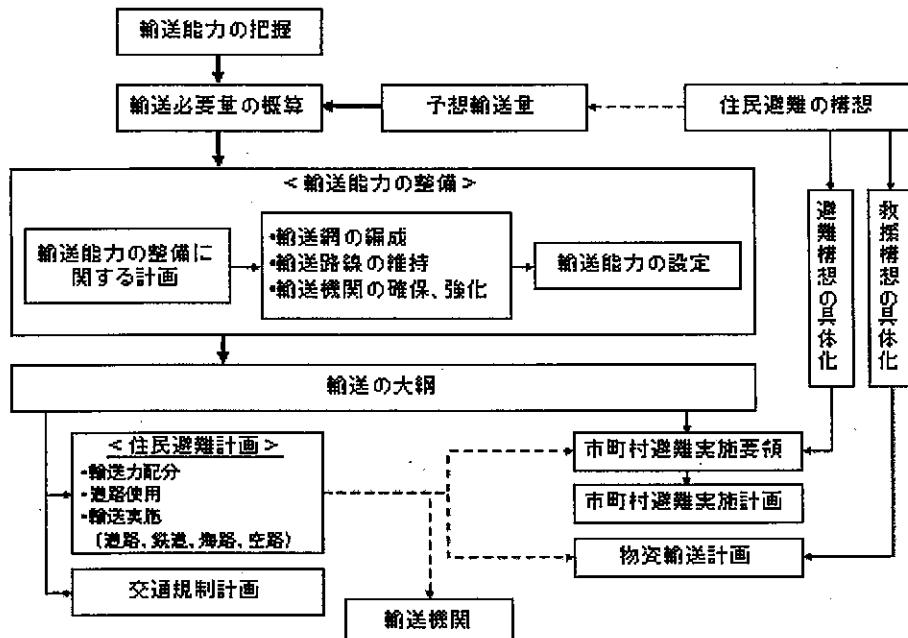
###### ア 方針

県は、避難住民及び緊急物資の輸送について、一元的に要請と運用を行う。

###### イ 輸送の一般的要領

県は、あらかじめ作成された輸送計画等に基づき、当時の状況により修正し、輸送を実行する。

#### 輸送の一般的要領



##### ウ 輸送経路の決定

避難輸送は、事前に計画した避難経路を使用する。

県は、関係機関・団体と連絡調整の上、絶えず避難経路の情報を把握し、避難経路を確保（応急復旧、除雪、障害物、危険箇所等の除去、工事の中止、道路の啓開など）する。

また、放射性物質の拡散状況（風向）や道路渋滞状況等により、必要な場合は速やかに避難経路を変更する。

##### エ 輸送手段

輸送手段は、道路、鉄道、海路、空路とし、その特性に応じて選定する。

##### オ 輸送能力の概算